

## 道頓堀川水辺協議会開催要綱

(名称)

第1条 本協議会は、「道頓堀川水辺協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的及び開催)

第2条 国土交通事務次官通達「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」(平成16年3月23日付)の適用区間及びその他関連する区間における河川敷地の利用調整に関する基本的な事項について、地域の合意を図り、もって道頓堀川河川敷地の公平かつ適正な利用を促進し、地域の発展に資するため、本協議会を開催する。

(委員の招集)

第3条 協議会は、前条の目的をそれぞれ地域の実情に即して効果的に達成するため、会長が区間ごとに委員を招集することにより開催することができる。

(所掌事務)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため次の事項について意見調整を行う。

- (1) 広場・イベント施設及びこれらと一体をなす占用施設の利用に関すること。
- (2) 民間が占用する施設(日よけテント、突き出し看板等)の設置に関すること。
- (3) 河川敷地のその他利用に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するために必要な事項。

(会長)

第5条 会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 3 会長に事故等があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議の委員)

第6条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 沿川隣接住民代表
- (3) 沿川隣接商工業関係者代表
- (4) 沿川地元まちづくり活動団体代表

- 2 委員の任期は2年(平成22年4月1日以降に就任した委員の任期は平成24年3月31日まで)とし、再任は妨げない。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、別表1に掲げる本市関連部局が出席し、議事について必要があると認める時は、その他の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、建設局下水道河川部河川担当に事務局を置き、これを処理する。

(施行細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

附則

この要綱は、平成16年12月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年6月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月21日から施行する。

別表1

本市関連部局	
建設局	道路部事業調整担当課長
建設局	下水道河川部河川管理事務所長
建設局	管理部路政担当課長
ゆとりとみどり振興局	総務部水辺魅力担当課長
計画調整局	計画部都市デザイン担当課長
経済局	産業振興部商業振興担当課長